



# 看護問題対策委員会ニュース

全日本赤十字労働組合連合会 NO. 13-06 2014. 2. 27

## 夜勤改善で、誇りをもって働きつづけられる職場をつくろう！

2014年春闘要求アンケートでは、疲労感(とても疲れる、やや疲れる)が95%!(日本医労連93.2%)と日赤で働く職員は疲れきっています。また、2013年看護職員労働実態調査では、看護職員の「慢性疲労」が71.8%(日本医労連74%)、「仕事を辞めたいと思っている」が79.2%(日本医労連75.2%)。二つの調査からも日赤で働く職員は、心身ともに疲れ果てながら職場を守っています。



生体リズムに反して働く夜勤は“有害”との知見が広まるもと、日本看護協会は2013年2月「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を策定しました。日赤本社も2013年8月「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を策定し各施設に通知を出しました。

日赤ガイドライン作成の意義・目的には、「夜勤・交代制勤務は看護職の健康面、生活面及び医療安全に様々な影響を及ぼすことから現状を見直し、改善することが求められている」「赤十字医療施設においても夜勤時間、勤務間隔等の改善については早急な取り組みが必要である」となっています。

ところが、最近、少なくない組織で、「新たな12時間夜勤の提案」、「3交替職場で2交替の勤務表を作成(組合無視で勝手に)」「看護助手を夜勤に導入」などなど、作成意義の“健康面、生活面”に配慮と言えないような勤務の提案等が出てきています。

## 健康で、働きがい・生きがい、誇りをもって働きつづけられる職場とするために『夜勤改善』を追及しましょう！



### 《日本赤十字社 看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン》

ガイドラインでは、本社と施設間で情報を共有し、順次11項目(勤務編成の基準 日本看護協会)の達成を目指す方向で取り組むこととする。特に「勤務時間間隔」、「勤務の拘束時間」、「交代の方向」については、取り組みを推進すること。となっています。

- \* 勤務時間間隔 11時間以上
- \* 勤務拘束時間の長さ 13時間以内
- \* 交代の方向は正循環

### 人間らしく、生き・働ける 賃金と夜勤改善を！！

\* 夜勤時間は短く、回数は少なく、健康で働き続けられる条件をつくろう！

\* 「夜勤改善・大幅増員」署名をがんばろう！

また、日本看護協会ガイドライン(P.52)のコラムでは、「安全で質の高い医療・看護を提供し、働きやすい職場を作るには、労働組合の理解と協力が欠かせません。働き続けられる職場づくりにおいて、労働組合が重要なメンバーであることを認識しましょう」と記載されています。労働組合無視での条件変更は許さないよう、宣伝を強化しましょう！

**\*看護協会の勤務編成基準、日赤本社のガイドラインの基本姿勢と昨年末での交渉議事録を参考として掲載します。**

## 交渉議事録

### 1. 看護師の深夜手当について

全日赤:看護師の深夜手当の改正は要求の一步前進と受け止めるが、今後も全ての夜勤労働者に対する手当改善を引き続き要求する。一方、今回の深夜手当における改善が、夜勤回数の増加につながることを懸念する。

本 社:今回の深夜手当の改正は、夜勤回数の増加を意図したものではない。

### 2. 夜勤改善について

全日赤:夜間労働は、健康にとって有害であるとの研究結果もあり、出来るだけ回数は少なくし労働時間は短くすべきであるとともに、十分な勤務間隔をとることが必要であると言われている。日赤においても夜勤改善に取り組むべきであり、月8日以内の夜勤協定締結を要求する。また「日本赤十字社看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に記載された「勤務の拘束時間は13時間以内とする」については、拘束時間を13時間に延長することを推奨しているものではないことを確認することとともに、「勤務の拘束時間は8時間以内とする」に改め、長時間勤務を是正することを要求する。

本 社:夜間労働は、健康にとって有害であるとの研究結果もあると貴組合が主張されていることは承知している。夜間・交代制勤務を行っている職員の心身の健康や医療安全、社会生活に配慮した働き方が求められていることは認識しており、ガイドラインで示したとおり夜勤改善に取り組んでいる。「勤務の拘束時間は13時間以内とする」については、拘束時間を13時間に延長することを推奨するものではない。従前どおり、各施設において適切な勤務形態を検討することに変わりはない。

2013年12月16日

日本赤十字社 総務局  
人事部長 中西 英 夫

全日本赤十字労働組合連合会  
書記長 中村 健 一

### <参考>夜勤・交代制勤務の「勤務編成の基準(日本看護協会)」

| 項 目                | 内 容  |
|--------------------|--|
| ①勤務間隔              | 勤務と勤務の間隔は 11 時間以上あける。  |
| ②勤務の拘束時間           | 勤務の拘束時間は 13 時間以内とする。   |
| ③夜勤回数              | 夜勤回数は、3 交代制勤務は月 8 回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。                       |
| ④夜勤の連続回数           | 夜勤の連続回数は、2 連続 (2 回) までとする。   |
| ⑤連続勤務日数            | 連続勤務日数は 5 日以内とする。  |
| ⑥休憩時間              | 休憩時間は、夜勤の途中で 1 時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。                            |
| ⑦夜勤時の仮眠            | 夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。   |
| ⑧夜勤後の休息<br>(休日を含む) | 夜勤後の休息について、2 回連続夜勤後にはおおむね 48 時間以上を確保する。1 回の夜勤後についてもおおむね 24 時間以上を確保することが望ましい。 |
| ⑨週末の連続休日           | 少なくとも 1 カ月に 1 回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。                                      |
| ⑩交代の方向             | 交代の方向は正循環の交代周期とする。   |
| ⑪早出の始業時刻           | 夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は 7 時より前を避ける。   |